

## 放送大学愛媛学習センターにぎたつ会会則

### (名称)

第1条 この会は、放送大学愛媛学習センターにぎたつ会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、松山市文京町3番 愛媛大学内 放送大学愛媛学習センター（以下「本センター」という。）内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、生涯学習の時代に即応した学習効果を高め、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会報の発行
- (3) サークル活動の支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 本会は、本センターで学習する放送大学の学生で、本会の目的に賛成するものをもって会員とする。

2. 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を提出するものとする。
3. 本会を退会しようとするものは、書面その他の方法で退会の申し出でをするものとする。

### (顧問)

第6条 本会には、顧問を置く。顧問は、センター所長の他、有識者を委嘱する。

2. 有識者の委嘱は、理事会の決議によって行う。

### (役員)

第7条 本会には、つぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 25名以内（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

### (選出)

第8条 役員は、会員から総会で選出する。

第9条 会長及び副会長は、理事の中から理事の互選により選出する。

2. 会長及び副会長は、科目履修生を除くものとする。
3. 理事のうち半数は、全科履修生、選科履修生でなければならない。

### (任期)

第10条 役員は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

2. 会長の任期は、4年を限度とする。
3. 役員に欠員を生じたときは、役員会で補欠者を選任することができる。
4. 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の会務を総理する。

2. 副会長は、本会の会務を総括し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3. 理事は、本会運営上の事項について、審議する。
4. 監事は、役員会に出席し、意見を述べるとともに本会の会務を監査する。  
(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2. 総会は、年1回、定例総会を開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。
3. 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第13条 役員会は、必要の都度開催し会長が議長となる。

第14条 定例総会は、次の事項について審議する。

- (1) 本会の事業計画に関する事
- (2) 役員を選出に関する事
- (3) 本会の予算及び決算に関する事
- (4) 本会会則の改正に関する事
- (5) その他、本会の重要事項に関する事

第15条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。同数の場合は議長が決定する。  
(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

2. 会費は、毎年度4月初めに納付するものとする。
3. 会費の額は、理事会で決定する(注1)。
4. 納付期3ヶ月経過後、会費未納の会員は、退会扱いとする。
5. 新入会員は、入会時に会費を納付するものとする。
6. 松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町以外から役員会その他行事の世話のため来所した役員には旅費を支給する。旅費の算出根拠は、公共交通機関を利用するものとする。1回当たりの支給は片道500円以上に該当する場合とし、その片道分の全額を支給するが上限を2,000円とする。

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(補足)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

付則

この会則は平成8年7月7日から施行する。

改正 平成10年5月24日

改正 平成10年11月22日

改正 平成11年4月1日

改正 平成13年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成22年5月16日

改正 平成23年5月15日

改正 平成26年5月11日

改正 平成27年5月10日

改正 平成29年5月21日

改正 平成30年5月20日 (第16条：役員旅費に関する規定の変更)

(注1) 会費の額は、年度当たり1,000円とする。